

今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について（案）の構成

はじめに

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に基づく公害防止の取組の現状

- 1 事業者及び地方自治体における公害防止業務の構造的変化
- 2 大気汚染防止法・水質汚濁防止法に係る不適正事案の発生
- 3 国における取組

今後の効果的な公害防止の取組促進方策の課題と基本的方向

- (1) 地域における公害防止の意義とノウハウの継承
- (2) 公害防止法令の確実な実施、事業者による自主的取組の促進
- (3) 地方自治体の公害防止監視機能の効果的・効率的な発揮
- (4) 地域社会全体による公害防止の取組の推進

今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について

- 1 事業者による法令遵守の確実な実施
- 2 事業者の自主的かつ継続的な公害防止の取組の促進
- 3 事業者及び地方自治体における公害防止体制の高度化
 - (1) 事業者における公害防止管理体制整備の促進
 - (2) 事業者の公害防止管理の取組に関する情報の共有
 - (3) 教育・研修及び情報交換等を通じた地方自治体の公害防止体制の充実
- 4 地域ぐるみでの公害防止の取組の促進と環境負荷の低減
 - (1) 地域社会での情報共有によるオープンな取組の促進
 - (2) 地域のパートナーシップによる公害防止の取組の促進
 - (3) 住民・NPO等が持つノウハウを生かした地域の公害防止の推進
- 5 排出基準超過時や事故時における地方自治体の機動的な対応の確保
 - (1) 大気汚染防止法に基づく改善命令等の発動要件の明確化
 - (2) 水質汚濁防止法に基づく事故時の措置の対象物質・施設の拡大
- 6 公害防止法令に基づく事務手続等の合理化
 - (1) 複数の法令に基づく届出手続の整理
 - (2) 権限が委譲されている市の範囲の整合化